

※整理番号														(表面)	
<h2 style="margin: 0;">安全運転管理者に関する届出書</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">令和3年4月2日</p> <p style="margin: 0;">和歌山県公安委員会 殿</p>															
ア 安全運転管理者を 選任 解任 したので 届出事項（イ、エ、カ、コ）を変更 届け出ます。		イ 届出者 住所 和歌山市西1番地 氏名 株式会社 和歌山 支店長 和歌山 太郎 電話番号 073-473-0110 [法人にあっては、主たる事務所の所在地、 名称、代表者の氏名及び電話番号]													
		ウ 選任年月日		令和3年4月1日											
エ 安全運転 管理者氏名		(ふりがな) わかやま いちろう 和歌山 一郎													
オ 資 格 要 件		生年月日 昭和40年10月10日 (55歳)													
		①	2	3											
カ 職務上の地位		営業部長													
キ 安全運転管 理者が免許 を持っている 場合		免許の種類		大一		普通		原付							
		免許年月日		46.9.15		44.10.5		44.6.5							
		免許証番号		656923181290											
		交付年月日		令和2年9月1日											
ク 安全運転管理 者の勤務態様		勤務 務		日勤		隔日		その他()							
ケ 安全 運転 管理者 の 経 歴		勤務期間		勤務所名		職 名									
		自H30・2・2・至H31・3・1		交通商会		営業課長									
		自H31・3・2・至R2・3・1		交通商会		営業部長									
		自 . . . 至 . . .													
		自 . . . 至 . . .													
		自 . . . 至 . . .													
備考															
(注) 1 記入要領は裏面を参照してください。 2 安全運転管理者の要件（施行規則第9条の9第1項） (1) 20歳以上（副安全運転管理者を置くこととなる場合は30歳以上）の者であること。 (2) 自動車の運転の管理実務経験が2年以上（公安委員会の教習修了者は1年以上）又は公安委員会から自動車運転管理に関し、これらの者と同等以上の能力を有すると認定された者であること。 (3) 公安委員会の命令により解任された者は、解任後2年を経過していること。 (4) 救護義務違反、酒酔い運転等一定の違反行為をした者は、その後2年を経過していること。 3 添付書類 選任届出のときは、次の書類を添付してください。 (1) 戸籍抄本若しくは住民票の写し又は運転免許証の写し (2) 運転経歴又は安全運転管理経験等を証するもの (3) 運転記録証明書（自動車安全運転センター発行）		ス 前安全運 転 管 理 者		解任年月日		令和3年3月31日									
				氏 名		和歌山 二郎									
				解 任		1 死亡 ② 退職 3 転任									
				事 由		4 解任命令 5 その他()									

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

記 入 要 領

- 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 記入項目欄は、必要事項を記入してください。
- 3 選択記入を求めている欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 4 選択記入を求めている欄で、2以上の該当項目がある場合は、記入順序の先にあるものを○で囲んでください。
- 5 安全運転管理者を解任後、直ちに他の者を安全運転管理者に選任したときは、前安全運転管理者欄に記入することによって、解任届を兼ねることができます。
- 6 安全運転管理者の経歴欄には、運転管理の経験を有する場合に記入してください。
- 7 業種別欄を記入するときは、次の表を参照してください。

業 種 別 表

業 種 別	備 考
1 官公署	
2 公社公団等	現業、公庫及び官公立学校を含む。
3 農業	果樹、樹園、園芸、畜産及び養蚕を含む。
4 林業	育林、製薪、木炭製造、木材伐出及び狩猟業を含む。
5 漁業	水産養殖業を含む。
6 鉱業	砂、砂利及び玉石の採取業を含む。
7 建設業	管工事業、さく井工事業及び設備工事業を含む。
8 製造業	
9 卸・小売業	百貨店を含む。
10 不動産業	不動産賃貸業を含む。
11 金融保険業	銀行、信託業及び証券業を含む。
12 運輸業	民営鉄道、水運業、沿海運輸、航空運輸及び倉庫業を含む。
13 電気ガス業	
14 通信業	放送業を含む。
15 サービス業	旅館、広告業、各種修理業、映画業、医療保険業、各種学校、経済、文化、政治、労働、社会福祉団体、清掃業及びニュース供給業を含む。
16 その他	